

## 「小田南公園における地中埋設物の処分に係る説明会」での主なご意見等

※類似のご質問・ご意見については1つの項目に分類しております。

分類	ご質問・ご意見等	市の考え方
事前調査に関する事	① 土地の経歴を調べていれば、事前に予測できたのでは。	事業を進める上で、地歴についても確認しているが、前土地所有者が建物の一部を地中に埋め戻しているといった情報までは記録として残っておらず、その後、本市が更地として土地を取得し公園整備を実施した際も、大量の地中埋設物が存在したという記録は残っておらず、今回発覚したような地中埋設物の存在を、事前に予想することができなかったものである。
	② 事前調査は行わなかったのか。	全体の試掘調査は費用が膨大になることから通常実施しない。メインスタジアムの観客席などの主要な構造物については設計段階でボーリング調査を実施しているが、調査自体は滞りなく実施することができ、大規模な地中埋設物の存在を予測できるような結果ではなかった。
処分費用に関する事	③ 負担する処分費の根拠と金額の妥当性はどのように検証するのか。	処分費については、小田南公園整備工事の施工業者からの見積金額に基づいている。請求金額の妥当性については、市が公共工事を発注する際に用いる積算基準等を用いて検証している。
	④ 処分費の一部を、阪神グループや前土地所有者に負担してもらわなければならないのか。	地中埋設物を処分する法的責任は、土地所有者である本市にあり阪神グループに負担を求めることはできない。前土地所有者に対しては、法的責任を問うことはできないものの、費用負担等の協力について協議を行っており「費用負担について協力することはできないが、別の事業で市への協力を前向きに検討する」との意見をいただいている。
市の責任等に関する事	⑤ 処分せず地中に残しておけば良いのでは。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物として適正に処分する必要がある。
	⑥ 責任を阪神グループに押し付けられているのではないのか。	地中埋設物の処分費は、土地所有者の法的責任として本市が負担しなければならないものであり、不当に処分費を押し付けられているものではない。
	⑦ 市民に負担を強いることに対する考えは。	地中埋設物の処分費は、土地所有者の法的責任として本市が負担しなければならないものである。また、タイガースファーム施設整備事業を進める上で、必要な費用負担であると考えている。なお、当該事業は南部地域の活性化やスポーツ文化の振興等を図ることが目的であり、一部の阪神タイガースファンを対象とした事業ではなく、本市の課題解決を目指すものである。
	⑧ 処分費は誘致に賛同する市民だけで負担するべきである。	
その他	① 小田南公園は南海トラフ地震による津波被害に対応できるのか。	小田南公園は地域の防災拠点に位置づけられた都市公園であることから、津波被害に対しては、新たに整備されるメインスタジアムにおいて、津波等の想定浸水深よりも高い観客席エリアを津波等一時避難場所に位置づける予定である。加えて、多様化する災害に対しては、断水時でも利用可能なマンホールトイレ、応急給水栓等の整備を進めており、これまでになかった防災機能を整備することで、防災拠点としての機能を強化できると考えている。
	② 本事業が南部地域に賑わいを生んでくれることに期待している。期待を裏切らないような素晴らしい事業にしてほしい。	ご期待に応えられるよう、阪神グループと協力しながら事業を進めていく。
	③ 阪神タイガース以外にはメリットのない事業である。	タイガースファーム施設による交流人口の増加やスポーツ文化振興が図られ、南部地域活性化の起爆剤となることが本事業の目的であり、一部の阪神タイガースファンを対象とした事業ではない。
	④ 本事業に実施にあたり、市議会への説明はしっかりと行われたのか。	また、選手寮、室内練習場における収収や、新たに創設された小田南公園周辺地域活性化基金を財源として、周辺公園緑地のリニューアルや、地域とタイガースファーム施設の連携イベントを実施する考えであり、これらについては市議会に対しても説明しながら事業を進めているところである。
	⑤ 対象を限定したアンケートの結果によって、事業化を決定したことに納得ができない。	市民アンケートでは、ファーム施設を誘致することに対する不安の声を拾い上げることが目的であったが、阪神タイガースが人気球団であることから、対象範囲を拡大した場合に地域住民や公園利用者の心配する意見が埋もれてしまう可能性があると考え対象者を限定したものである。アンケート結果をエリア毎に分析した結果、公園から離れたエリアでは賛成する方の割合が多い傾向がみられた。
	⑥ 阪神グループは地域住民の生活のことを考えていないのでは。	本事業は環境アセスメントの対象外であるが、タイガースファーム施設が周辺に与える影響を考慮し、騒音や光害、交通についてシミュレーションを実施しており、阪神グループにも協力いただきながら施設の設計段階において影響を低減するための対策を講じており、そのことを地域住民等へも説明しながら事業を進めているところである。
	⑦ 本事業の実施にあたり、環境アセスメントは実施されたのか。また、その結果は説明されたのか。	今後も阪神グループと協力しながら、周辺住環境に配慮した施設の運営方法や、地域のにぎわい創出のための取組についても協議を進めていく。
	⑧ 説明会の参加人数も少なく、理解していない市民が多いように感じる。周知が足りないのではないのか。	本件については、市のホームページでも説明させていただいており、各種メディアでも報道されたことから広く市民に認知いただいていると考えている。また、今回の説明会の開催についても、市民全員へ案内するため「市報あまがさき」や「市の公式ホームページ」を用いて広く周知を図ったところである。また、説明会以外の場でも本件に対するご意見・ご質問がある方に対しては、本市として丁寧に説明させていただく考えである。